

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
新旧対照条文 目次

- ◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第一条関係） | 1
- ◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）（第二条関係） | 7
- ◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）（抄）（第三条関係） | 8
- ◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第四百十一号）（抄）（第四条関係） | 20
- ◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第五条関係） | 21

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項                  第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものにつ                  いては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行う                  ものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十八条、第八十一条、第百条の二、<u>第百条の三第三項</u></p>	<p>（法第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関）</p> <p>第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項                  第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものにつ                  いては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行う                  ものとする。</p> <p>一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合</p> <p>イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第八                  十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三                  四 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第                  一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下                  同じ。）に適用される場合に限る。）</p> <p>ハ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（                  第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用さ                  れる場合に限る。）</p> <p>ニ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被                  保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用され                  る場合に限る。）</p> <p>ホ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年                  金被保険者の配偶者として国民年金法（昭和三十四年法律第                  百四十一号）第七条第一項第三号に該当していたものに適用                  される場合に限る。）</p> <p>二 法第二十八条、第八十一条、第百条の二及び第百条の三の二</p>

から第五項まで及び第百条の三の二 国家公務員共済組合及び  
国家公務員共済組合連合会

三 (略)

2 法第二条の五第一項第三号に掲げる事務のうち次の各号に掲げ  
る規定に係るものについては、同項第三号に定める者のうち当該  
各号に定める者が行うものとする。

一 六 (略)

国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会

イ 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者に適用される場合  
を除く。）

ロ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（  
第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用さ  
れる場合を除く。）

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被  
保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用され  
る場合を除く。）

ニ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年  
金被保険者の配偶者として国民年金法第七條第一項第三号に  
該当していたものに適用される場合を除く。）

ホ 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七  
十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の六まで、第七  
十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の  
法の規定

2 法第二条の五第一項第三号に掲げる事務のうち次の各号に掲げ  
る規定に係るものについては、同項第三号に定める者のうち当該  
各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 地方公務員共済組合

イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第二  
十六条、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附  
則第四条の三及び第七条の二

ロ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八  
まで（構成組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法  
律第百五十二号）第二十七條第二項に規定する構成組合をい

う。以下同じ。)の組合員たる第三号厚生年金被保険者(法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。)

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。)

ニ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。)

二 次に掲げる規定 地方公務員共済組合(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)

イ 法第七十八条の二及び第七十八条の六から第七十八条の八まで(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。)

ロ 法第七十八条の四及び第七十八条の五(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。)

ハ 法第七十八条の十四から第七十八条の十六まで(構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。)

ニ 前号イ及び次号から第七号までに掲げる規定並びに法第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の八まで及び第七十八条の十四から第七十八条の十六まで以外の法の規定

三 法第二十八条、第八十一条、第九十五条及び第九十六条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）

四 法第七十九条の二及び第七十九条の三 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

五 法第七十九条及び第八十条 地方公務員共済組合（構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者又は構成組合の組合員たる第三号厚生年金被保険者であつた者に適用される場合にあつては、構成組合及び全国市町村職員共済組合連合会）及び地方公務員共済組合連合会

六 法第百条の二及び第百条の三の二 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

七 法第百条の三 地方公務員共済組合連合会

七 法第百条の三第一項及び第二項 地方公務員共済組合連合会  
（抛出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え）  
第八条の八 （略）

（抛出金の額の算定に関する特例に係る技術的読替え）  
第八条の八 法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた法第八十四条の六の規定を適用する場合における第四条の二の十一及び第四条の二の十三の規定の適用については、第四条の二の十一第一項中「抛出金算定対象額（）」とあるのは「抛出金算定対象額（法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた）」と、「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、当該年度における抛出金算定対象額の見込額に当該年度における支出費按分率（同項に規定する支出費按分率をいう。以下同じ。）の見込

(略)

値(以下「概算支出費按分率」という。)を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項中「及び概算積立金按分率」とあるのは、「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、同条第四項中「合算して得た額」とあるのは「合算して得た額に、変更後の拠出金算定対象額の見込額に同項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関に係る概算支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第六項中「及び概算積立金按分率」とあるのは、「概算積立金按分率及び概算支出費按分率」と、第四条の二の十三第一項中「合算した額に、」とあるのは「合算した額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該合算した額に組合の支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第二項第二号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第三項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第四条の二の十三第一項に規定する組合の支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 地方公務員共済組合ごとに、当該地方公務員共済組合に係る当該年度における法第八十四条の三に規定する厚生年金保険給付費等として算定した額に当該地方公務員共済組合が負担する基礎年金拠出金保険料相当分を加えて得た額を、当該年度における地方公務員共済組合の厚生年金保険給付費等として算定した額の総額と当該年度において地方公務員共済組合連合会が納付する基礎年金拠出金保険料相当分を合算した額で除して得た率を基準として、総務省令で定めるところにより、地方公務員共済組合ごとに算定した率

二 百分の五十

3 平成二十七年度から令和八年度までの間において法附則第二十三條の二の規定を適用する場合における第四條の二の十二の規定の適用及び第一項の規定により読み替えられた第四條の二の十三の規定の適用については、これらの規定中「の規定により計算した」とあるのは、「及び法附則第二十三條の二第一項の規定により計算した」とする。

3 平成二十七年度から平成三十八年度までの間において法附則第二十三條の二の規定を適用する場合における第四條の二の十二の規定の適用及び第一項の規定により読み替えられた第四條の二の十三の規定の適用については、これらの規定中「の規定により計算した」とあるのは、「及び法附則第二十三條の二第一項の規定により計算した」とする。

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位）                  第八条の二 法第十六条の二第一項に規定する未支払の特別障害給付金を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。</p> <p>（市町村長が行う事務）                  第十一条 法第三十一条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。                  一・二 （略）</p> <p>三 法第十六条の二第一項の規定による請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>四 （略）</p>	<p>（新設）                  （市町村長が行う事務）                  第十一条 法第三十一条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。                  一 法第六条第一項及び第二項の規定による認定の請求に係る事実についての審査に関する事務                  二 法第八条第一項の規定による認定の請求の受理に関する事務                  （新設）                  三 法第二十七条第一項及び第二項の規定による届出又は提出に係る事実についての審査に関する事務</p>



◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）（抄）（第三条  
関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者）</p> <p>第十三条の二 法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者は、毎年四月一日（第十八条第一項及び第十九条第一項において「基準日」という。）において次の各号のいずれかに該当する者（法第三十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者に該当する者を除く。）とする。</p> <p>一 国民年金法による老齢基礎年金（次に掲げる年金たる給付を含む。以下この号において同じ。）の受給権者（六十五歳に達している者に限り、厚生労働省令で定める日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。）</p> <p>イ 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金（旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金</p> <p>ロ 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次号において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金</p>	<p>（新設）</p>

- ハ 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次号において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金
- ニ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この二において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「旧国共済法」という。）及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ホ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下このホにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。次号において「旧地共済法」という。）及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ヘ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次号において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- ト 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金（次号において「移行農林年金」という

- 。)
- チ)のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
- 平成二十四年一元化法改正前共済年金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下このチ及び第十五条において「平成二十四年一元化法」という。))附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第十五条において同じ。)のうち退職共済年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に支給されるものに限る。)
- ニ)国民年金法による障害基礎年金(次に掲げる年金たる給付を含む。)の受給権者
- イ)旧国民年金法による障害年金
- ロ)旧厚生年金保険法による障害年金(障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)
- ハ)旧船員保険法による障害年金(職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)
- ニ)旧国共済法による障害年金(障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)
- ホ)旧地共済法による障害年金(障害の程度が旧地共済法別表

第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

へ) 旧私学共済法による障害年金(障害の程度が旧私学共済法第二十五条第一項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

ト 移行農林年金のうち障害年金(障害の程度が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)別表第二に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

三) 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者

(市町村長が行う事務)

第十五条 法第三十八条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。次条において同じ。)が行うこととする。

一 法第五条及び第十二条の規定による認定の請求(国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年国民年金等改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号。第二十七条第五号において「平成十六年国民年金等改正法」という。))附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び旧国民年金法による被保険者を含む。次号イ及び第四号において単に「第一号被保険者」という。)としての被保険者期間のみを有する者(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間を有する者を除く。))に支給する国民年金法による老齢基礎年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項又は第二

(市町村長が行う事務)

第十五条 法第三十八条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。次条において同じ。)が行うこととする。

一 法第五条及び第十二条の規定による認定の請求(国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年国民年金等改正法附則第十一条第一項の規定による被保険者、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号。第二十七条第五号において「平成十六年国民年金等改正法」という。))附則第二十三条第一項の規定による被保険者及び昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。))による被保険者を含む。次号イ及び第四号において単に「第一号被保険者」という。)としての被保険者期間のみを有する者(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間

項の規定により支給するものを除く。)の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

二・三 (略)

を有する者を除く。)に支給する国民年金法による老齢基礎年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定により支給するものを除く。)の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

二 法第十七条の規定による認定の請求(次に掲げる国民年金法による障害基礎年金の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保険者であった間に国民年金法第三十条第一項に規定する初診日(以下このイ、次号及び第六号において単に「初診日」という。)がある同項に規定する傷病(以下このイ、次号及び第六号において単に「傷病」という。)又は同項第二号に規定する者であった間に初診日がある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。)による障害に係る同法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)

ロ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。次項第二号において「昭和六十一年経過措置政令」という。)第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される国民年金法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)

ハ 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金

ニ 国民年金法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金(特定障害年金の受給権者に係るものを除く。)

三 法第十九条において準用する法第九条第一項の規定による請求(前号イからニまでに掲げる障害基礎年金又は国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者(第六号において

四 法第二十二條の規定による認定の請求（国民年金法による遺族基礎年金（第一号被保険者の死亡によるものであって、かつ、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

五〇七 (略)

単に「第三号被保険者」という。）であつた間に初診日がある傷病による障害に係る同法による障害基礎年金（同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

四 法第二十二條の規定による認定の請求（国民年金法による遺族基礎年金（第一号被保険者の死亡によるものであって、かつ、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号、次号及び次項第一号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。）の受給権者に係るものに限る。）の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

五 法第二十四條において準用する法第九条第一項の規定による請求（国民年金法による遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有すること

第十八条 厚生労働大臣の市町村に対する通知  
 厚生労働大臣は、基準日における法第三十六条第一項に

となる者に係るものを除く。)の受給権者に係るものに限る。

六 法第三十五条の規定による届出又は書類その他の物件の提出  
 (第二号イからニまでに掲げる障害基礎年金若しくは第三号被  
 保険者であった間に初診日がある傷病による障害に係る国民年  
 金法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定による  
 ものを除く。))の受給権者又は第四号に規定する同法による遺  
 族基礎年金の受給権者に係るもの限り、次号に規定する届出  
 等を除く。)の受理及び当該届出又は書類その他の物件の提出  
 に係る事実についての審査に関する事務

七 法第三十五条第一項の規定による届出又は書類その他の物件  
 の提出であつて、同項に規定する年金生活者支援給付金受給者  
 (以下この号において単に「年金生活者支援給付金受給者」と  
 いう。))又は年金生活者支援給付金受給者の属する世帯の世帯  
 主その他その世帯に属する者の収入の状況に係るもの(以下こ  
 の号において単に「届出等」という。))の受理及び当該届出等  
 に係る事実についての審査に関する事務

2 前項第二号ニの「特定障害年金」とは、同号ニに掲げる障害基  
 礎年金と同一の支給事由に基づく次に掲げる年金たる給付をいう。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化  
 法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一  
 元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定  
 による障害共済年金

二 昭和六十一年経過措置政令第四十三条に規定する障害年金

第十八条 厚生労働大臣の市町村に対する通知  
 厚生労働大臣は、毎年四月一日(以下この項及び次条第

規定する年金生活者支援給付金受給者等（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給者等」という。）に関し、法第三十七条の規定による求めを行うときは、厚生労働省令で定める期日までに、当該年金生活者支援給付金受給者等が基準日において住所を有する市町村に対し、当該年金生活者支援給付金受給者等の氏名及び住所、当該求めに係る処分の対象となる年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとする。

## 2 (略)

(市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供)

第十九条 市町村は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする。

- 一 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に求めがあった場合 次に掲げる事項
- イ 年金生活者支援給付金受給者等の基準日の属する年の前年中の法第二条第一項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額
- ロ 年金生活者支援給付金受給者等及び基準日において年金生

一 項において「基準日」という。）における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給資格者」という。）に関し、法第三十七条の規定による求めを行うときは、厚生労働省令で定める期日までに、当該年金生活者支援給付金受給資格者が基準日において住所を有する市町村に対し、当該年金生活者支援給付金受給資格者の氏名及び住所、当該求めに係る処分の対象となる年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとする。

## 2 前項の規定による通知は、国民健康保険法（昭和三十三年法律

第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下この項及び次条第二項において「指定法人」という。）及び同法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（次条第二項において「連合会」という。）の順に經由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して行うものとする。

(市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供)

第十九条 市町村は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする。

- 一 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に求めがあった場合 次に掲げる事項
- イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年中の法第二条第一項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額
- ロ 年金生活者支援給付金受給資格者及び基準日において年金



活者支援給付金受給者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

二 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給に求めがあつた場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給者等の基準日の属する年の前年の法第十五条第一項又は第二十条第一項に規定する所得の額

ロ 年金生活者支援給付金受給者等の扶養親族等の有無及び数

(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数)

2

(略)

(法附則第十一条に規定する政令で定める老齢を支給事由とする年金たる給付)

第二十八条 法附則第十一条に規定する老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第一号イからハまでに掲げる年金たる給付とする。

(削る)

(削る)

生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

二 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給に求めがあつた場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年の法第十五条第一項又は第二十条第一項に規定する所得の額

ロ 年金生活者支援給付金受給資格者の扶養親族等の有無及び数(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数)

2

前条第一項の通知を受けた場合における前項の規定による情報の提供は、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由して、厚生労働省令で定める期日までに行うものとする。

(法附則第十一条に規定する政令で定める老齢を支給事由とする年金たる給付)

第二十八条 法附則第十一条に規定する老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 旧国民年金法による老齢年金(旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。)及び通算老齢年金

二 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(第三十条第二号において「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

(削る)

(法附則第十二条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)

第三十条 法附則第十二条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第二号イからハまでに掲げる年金たる給付とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(法附則第十三条に規定する政令で定める退職を支給事由とする年金たる給付)

第三十二条 法附則第十三条に規定する退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第一号ニからチまでに掲げる年金たる給付とする。

(削る)

三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。第三十条第三号において「旧船員保険法」という。)による老齡年金及び通算老齡年金

(法附則第十二条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)

第三十条 法附則第十二条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 旧国民年金法による障害年金

二 旧厚生年金保険法による障害年金(障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

三 旧船員保険法による障害年金(職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する者に支給されるものに限る。職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

(法附則第十三条に規定する政令で定める退職を支給事由とする年金たる給付)

第三十二条 法附則第十三条に規定する退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済改正

(削る)

法」という。) 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号。以下「旧国共済法」という。) 及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(削る)

二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八八号。以下この号において「昭和六十年地共済改正法」という。) 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号。第三十四条第二号において「旧地共済法」という。) 及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(削る)

三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六六号) 第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号。第三十四条第三号において「旧私学共済法」という。) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

(削る)

四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一十号) 附則第十六条第六項に規定する移行農林年金(第三十四条第四号において「移行農林年金」という。) のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち退職共済年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に支給されるものに限る。)

(法附則第十四条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)

第三十四条 法附則第十四条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、第十三条の二第二号ニからトまでに掲げる年金たる給付とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(法附則第十四条に規定する政令で定める障害を支給事由とする年金たる給付)

第三十四条 法附則第十四条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 旧国共済法による障害年金(障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

二 旧地共済法による障害年金(障害の程度が旧地共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

三 旧私学共済法による障害年金(障害の程度が旧私学共済法第二十五条第一項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

四 移行農林年金のうち障害年金(障害の程度が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)別表第二に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三〇一年政令第四百四十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）            （第二十七条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う年金生活者支援給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額（当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 三十円に、当該市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（法第三十九条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額</p>	<p>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）            （第二十七条の規定により、毎年度、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は法に基づく政令の規定によって行う年金生活者支援給付金に係る事務の処理に必要な費用として、国が、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額（当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 三十円に、当該市町村における厚生労働省令で定めるところにより算定した法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者（法第三十九条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額</p>

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（企業型年金に係る運用、給付及び行為為準則に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項まで及び第四十八条の二（同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>（企業型年金に係る運用、給付及び行為為準則に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項までの規定を準用する場合においては、法第七十三条の規定によるほか、次の表に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
		<p>第二十一条第一項</p> <p>企業型年金の運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等</p>	<p>個人型年金の以下「個人型運用関連運営管理機関</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第二十三条第一項</p> <p>三以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあ</p>	<p>三以上</p>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十五条の 三項	企業型記録関連運営管 理機関等	個人型記録関連運営 管理機関	第二十五条第 二項	企業型記録関連運営管 理機関等	個人型記録関連運営 管理機関（第六十六 条第三項に規定する 個人型記録関連運営 管理機関をいう。以 下同じ。）	第二十五条第 一項	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第二十四条の 二	企業型運用関連運営管 理機関等	個人型運用関連運営 管理機関	第二十四条	企業型運用関連運営管 理機関等	個人型運用関連運営 管理機関	第二十三条第 三項	企業型運用関連運営管 理機関等	個人型運用関連運営 管理機関	第二十三条の 二第一項	企業型年金規約	個人型年金規約	第二十一条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第二十条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十九条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十八条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十七条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十六条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十五条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十四条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十三条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十二条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十一条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第十条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第九条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第八条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第七条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第六条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第五条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第四条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第三条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第二条	企業型年金加入者	個人型年金加入者	第一条	企業型年金加入者	個人型年金加入者
--------------	--------------------	-------------------	--------------	--------------------	--	--------------	----------	----------	-------------	--------------------	-------------------	-------	--------------------	-------------------	--------------	--------------------	-------------------	----------------	---------	---------	-------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	------	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------	-----	----------	----------







(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十二条	第四十一条第一項	第四十条	第三十八条第二項	第三十七条第三項	第三十七条第一項及び第二項	第三十五条第二項	第三十五条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項
又は企業型年金加入者	企業型記録関連運営管理機関等	企業型記録関連運営管理機関等	企業型年金規約	企業型記録関連運営管理機関等	企業型記録関連運営管理機関等	企業型年金規約	企業型記録関連運営管理機関等	企業型記録関連運営管理機関等	企業型記録関連運営管理機関等
であった者又は個人型年金加入者若しくは	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関(その死亡した者が個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者以外の者である場合にあつては、連合会)	個人型年金規約	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関	個人型年金規約	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関	個人型記録関連運営管理機関

<p>二 第四十八條の 二の見出し</p>	<p>第四十八條の 情報収集等業務及び資 料提供等業務</p>	<p>給付の支給を行うため に必要となる企業型年 金加入者等に関する情 報の収集、整理又は分 析の業務（運営管理業 務を除く。以下「情報 収集等業務」という。 ）及び企業型年金加入 者等</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>資料提供等業務</p>	<p>第五十五條第二項第 三号に規定する個人 型年金加入者等</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第四十三條第 一項</p>	<p>企業型年金規約</p>	<p>個人型年金加入者</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第四十三條第 二項</p>	<p>企業型年金の 企業型年金加入者等</p>	<p>個人型年金の 個人型年金加入者等</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第四十三條第 三項第一号</p>	<p>企業型年金加入者等 契約又は資産管理契約</p>	<p>個人型年金加入者等 個人型年金加入者等 契約</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>第四十三條第 三項第二号</p>	<p>企業型年金加入者等</p>	<p>個人型年金加入者等</p>